

奄美市貯水槽水道取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除くほか、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道及び法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の管理を適正に保持するため、法、同法施行令（昭和32年政令第336号）、同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号。以下「告示」という。）の施行について、市町村が行う必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な飲料水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領で対象とする簡易専用水道とは、次の各号に該当するものをいう。ただし、国の設置する簡易専用水道を除く。

- (1) 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。ただし、水源とする水の全部又は一部が井戸等からのものを除く。
- (2) 水道事業者から水の供給を受けるために設けられる水道（以下「受水槽」という。）の有効容量が10立方メートルを超えるものであること。
なお、有効容量とは、受水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。
- (3) 受水槽が2槽以上あり、かつ給水管が相互に連結しているものにあつては、各槽の有効容量の合計が前号の基準を満足するものであること。
- (4) 事業所等に設置されるもの及び消防用設備等として設置されるものであつて、まったく飲用に供されることのないもの及び船舶、航空機などに設置されるものは除く。

2 この要領で対象とする小規模貯水槽水道とは、前項各号（第2号を除く。）に該当するもののうち、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものとする。

(施設の確認)

第3条 市長は、貯水槽水道の設置状況を、施設の設置者が水道事業者に対して行う給水申込みにより確認するものとする。

(貯水槽水道に係る給水開始報告書等)

第4条 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道による給水を開始したときは、速やかに貯水槽水道給水開始報告書（別記第1号様式）により市長に報告するものとする。

- 2 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったときは、又は水道を廃止したときは、速やかに貯水槽水道給水開始報告事項変更（廃止）報告書（別記第2号様式）により市長に報告するものとする。

(検査機関への通知)

第5条 市長は、第4条各項に定める報告書を受領したときは、速やかに法第34条の2第2項に規定する検査機関（以下「検査機関」という。）に通知するものとする。

(設置者の管理義務)

第6条 貯水槽水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため、次の管理をしなければならない。

- (1) 受水槽その他の水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行なうこと。
 - ア 水槽の掃除は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者の活用を図ること。
 - イ 消防用設備等と共用されている貯水槽水道の清掃にあたっては、あらかじめ消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
- (2) 水槽の亀裂によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常があると認められるときには、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づき必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
- (4) 給水栓における水が遊離残留塩素 0.1mg/L(結合残留塩素の場合は 0.4mg/L)以上を保持するように務めるとともに、定期的に残留塩素を測定すること。
- (5) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知すること。
- (6) 前各号の管理状況を記録する帳簿を備え、これを3年間保存すること。

(管理者の選任)

第7条 前条に定める管理については、貯水槽水道の設置者がその義務を負うものであり、設置者自らが管理を行わない場合には実際に管理を担当する管理者を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

(貯水槽水道の設置者の受験等)

第8条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごとに1回検査機関の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、当該水道の設置場所において行うものとし、検査の項目は、施設の外観検査、給水栓における水質の検査及び書類検査とする。ただし、建築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、設置場所で行われる現場検査に替えて、設置者が検査機関に対し管理の状況をしめす書類を提出することにより、検査を受けることができる。
- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、必要に応じて第1項に規定する検査又は検査機関等の水質検査を受

けるものとする。

(検査に当たっての留意事項)

第9条 前条の検査に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 検査機関は、検査を効率よく実施するため市長と連携を図り年間計画を樹立し、計画的に検査を実施すること。
- (2) 検査機関は、設置者の依頼に基づき検査を実施するときはあらかじめ設置者に対して広報等により検査日時等の周知徹底の措置を講ずること。
- (3) 検査は、設置者又は管理者の立会のもとに行うこと。
- (4) 検査機関の検査者（以下「検査者」という。）は、清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
- (5) 検査に際しては、検査者は身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(検査後の措置)

第10条 貯水槽水道の設置者、検査者、検査機関及び市長は、第8条の検査終了後、次の措置をとるものとする。

- (1) 検査機関は、設置者に検査済証を交付するとともに、検査の結果を通知すること。
- (2) 検査者は、前号に該当するとき及び告示の判定基準に適合しなかった事項があるときは、貯水槽水道の設置者に対して速やかに対策を講じるよう助言すること。
- (3) 貯水槽水道の設置者は、検査を受け、検査者から特に衛生上問題があるとして、市長にその旨を報告する助言を受けた場合は、直ちに市長に報告するものとする。
ただし、検査機関が、設置者の同意を得て、直ちに市長に通報する場合はこの限りではない。
- (4) 検査機関は、検査の結果、告示の判定基準に適合しなかった貯水槽水道については、貯水槽水道の設置者の同意を得て、検査の結果を翌月の10日までに市長に報告する。市長は、前第4条の貯水槽水道について、衛生上特に必要がある場合は、施設の所在地を給水区域とする水道事業者と連携を図り、対処すること。

(水道事業者の協力)

第11条 水道事業者は、第3条の規定により貯水槽水道の設置を確認したときは、貯水槽水道給水開始報告書の提出に協力するものとする。また、貯水槽水道の設置者に対しては、給水申込みの際等機会ある毎に本要領の内容について周知を図るものとする。

- 2 水道事業者は、貯水槽水道の設置者に対し、その管理に関して指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて市長に情報提供するものとする。

(検査機関との連携)

第12条 市長は、貯水槽水道の適正管理、検査の受検状況等を把握するため、定期的に検査機関と連絡して対処するものとする。

(小規模貯水槽水道の報告及び指導)

第13条 市長は、この要領の目的を達成するために必要であると認めるときは、小規模貯水槽水道の設置者又は管理者から小規模貯水槽水道の維持管理についての報告を求め、又は現地指導を行うものとする。

(他法令との関係)

第14条 建築物衛生法の適用がある貯水槽水道については、同法の規定により管理され、また、報告徴収、立入検査、改善命令等も同法の規定により行う。ただし、第8条に定める検査については、建築物衛生法が適用される簡易専用水道についても適用されるので留意すること。

附 則

1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。